

平成24年度

富里市財政健全化及び経営健全化審査意見書

富里市監査委員

富 監 第 3 7 号

平成 2 5 年 8 月 2 3 日

富里市長 相 川 堅 治 様

富里市監査委員 川名部 正 一

富里市監査委員 江 原 利 勝

平成 2 4 年度富里市財政健全化及び経営健全化審査意見書の提出
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 2 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

平成24年度富里市財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

平成24年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率, 連結実質赤字比率, 実質公債費比率, 将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成25年7月24日から平成25年8月22日まで

第3 審査の概要

この審査は, 市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は, いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	平成24年度	平成23年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	13.54%
②連結実質赤字比率	—	—	18.54%
③実質公債費比率	4.4%	5.2%	25.0%
④将来負担比率	27.5%	20.0%	350.0%

(注) 実質赤字比率, 連結実質赤字比率は, 実質赤字額, 連結実質赤字額がないため, 「—」で表示している。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

当該比率は, 一般会計等(普通会計相当)の実質赤字の標準財政規模に対する比率であり, 平成24年度決算の一般会計等の実質収支額は5億1,360万5千円の黒字であり, 実質赤字額がないため, 前年度と同様に発生しない。

(2) 連結実質赤字比率について

当該比率は、全会計（公営企業を含む。）を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、平成24年度決算の全会計の実質収支額及び資金剰余額の合計は、15億5,487万4千円の黒字であり、連結実質赤字額がないため、前年度と同様に発生しない。

(3) 実質公債費比率について

当該比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、当年度の比率は、平成22年度から平成24年度までの単年度の実質公債費比率3か年分を平均したものである。算定値は4.4%で、早期健全化基準である25.0%を下回っており、前年度と比較すると0.8ポイントの減少となっている。

(4) 将来負担比率について

当該比率は、公営企業や出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債合計（地方債現在高・退職手当の支給予定額）の標準財政規模に対する比率である。算定値は27.5%で、早期健全化基準である350.0%を下回っており、前年度と比較すると7.5ポイントの増加となっている。

平成24年度富里市経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

平成24年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成25年7月24日から平成25年8月22日まで

第3 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

会計名	平成24年度	平成23年度	経営健全化基準
水道事業会計 (法適用企業)	—	—	20.0%
下水道事業特別会計 (法非適用企業)	—	—	20.0%

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」で表示している。

2 個別意見

当該比率は、公営企業会計（地方公営企業法非適用事業を含む。）ごとの資金の不足額が、事業規模に占める割合を表す比率で、一般会計の実質赤字に相当するものとして算定するものである。

本市では、水道事業会計、下水道事業特別会計があり、いずれも資金剰余の状態で、資金の不足額がないため、前年度と同様に発生しない。